

「行政不服審査会条例（案）」に対する 意見募集の結果と市の考え方

平成28年2月
江別市総務部総務課

■意見の募集結果

募集期間	平成27年12月21日（月）から平成28年1月19日（火）まで
提出者数	1名
提出件数	5件

■意見の反映状況

区分	内 容	件 数
A	意見を受けて案に反映するもの	1
B	案に意見の趣旨が同様のものと考えられるもの	
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの	1
D	案に反映しないもの	2
E	その他の意見	1
	合 計	5

※特記事項

パブリックコメントの内容については、提出者の意見をできるだけ正確に表すため、人物を特定できるような固有名詞やご意見以外の記述を除き、可能な限り原文のとおり掲載しております。

■いただいたご意見の内容等（提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	<p>・公正性の向上、点検の強化のため、職員のうち処分に関与しない者が審理員として両者の主張を公正に審理することは（法第9条）、裁決について第三者機関が点検（法第43条）すること以上に行政への信頼をたかめるために重要なことなので、条例で規定することを求めます。</p> <p>・そのため、条例名も「行政不服審査条例」としてください。</p> <p>・この観点から審理員の名簿を作成し、それを公表するよう（法第17条）求めます。</p>	<p>・審理員の権限や審理員が行う審理手続などについては、行政不服審査法に定められていることから、条例に規定がなくても審理員の役割を適切に確保できるものと考えておりますので、条例に規定しないこととしております。</p> <p>・行政不服審査法では、第三者機関の設置に関する事項のほかに、審理手続において提出された証拠書類等の複写手数料について条例で定めることとされており、また、罰則についても定める予定ですので、ご意見のような条例名がより適切であると考えられますので、参考にさせていただきます。</p> <p>・審査請求に係る処分に関与している者などは審理員に指名できないことから、審査請求の内容により、その都度、審理員を指名する予定です。</p>	D A C
2	<p>江別市において、行政処分を不服として審査請求する件数は年に1件あるかないかとのことですが、市民は突然審査請求するのではなく、前段階として、必ず処分庁に苦情、提案など交渉を行っているものです。従来は、処分庁だけのタテ割りの組織だけで対応していたものを、審理員もこの段階から参画出来るよう検討してください。</p> <p>市民はもともと円満に解決を求めているのですから、審査請求以前に行政庁から納得出来る結論が得られることは歓迎されるものと思います。</p>	<p>審理員は、審査請求人と処分庁の両者の主張を公正に審理しますが、処分に対する審査請求があってはじめて指名されるものです。</p> <p>ご意見のとおり審査請求以前に円満に解決できることが、市民、処分庁双方にとって望ましいと考えておりますので、今後とも十分意見を聴き、より分かりやすく丁寧な説明に努めてまいります。</p>	D

3	<p>行政不服審査法が全部改正されたことに併せ、行政手続法と「公文書等の管理に関する法律」(H21 年法第 66 号)の一部も改正されています。これを受けて、行政手続条例の一部改正は昨年 3 月に行われていますが、「公文書管理条例」は、江別市においては、法制定以来 6 年も経過した現在も未制定のまま放置されています。同法第 1 条(目的)には疑問の余地がありませんので、この機会に「公文書管理条例」の制定を求めます。</p>	参考意見とさせていただきます。	E
---	---	-----------------	---